



内閣府

令和 8 年 6 月 1 9 日  
国際平和協力本部事務局

## 南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更について

標記については、本日（19日）の閣議において決定されました。概要は下記のとおりです。

### 記

#### 1. 趣旨

我が国は、平成23年11月から、国際連合南スーダン共和国ミッション（UNMIS）に司令部要員として自衛官を派遣しています。現在、陸上自衛官4名が、首都ジュバにおいて、兵站、情報、施設、航空運用の各業務に関する企画・調整等を実施しています（なお、平成24年1月から平成29年5月まで陸上自衛隊の施設部隊を派遣しました。）。

今般、国際連合安全保障理事会は、本年4月30日に活動期間を令和9年4月30日まで延長する安保理決議第2820号を採択しました。

UNMISは、現在、我が国が要員を派遣する唯一の国連PKOであるとともに、本年5月からは自衛官が国連職員として新たに派遣され、参謀長を務めているなど、我が国による人的貢献が深化しているミッションです。国連による平和のための努力への関与を継続する観点から、要員派遣は重要です。

本日の閣議において、上記の意義等を踏まえ、我が国の南スーダン国際平和協力業務実施計画を変更し、以下のとおり決定されました。

なお、国際平和協力法第7条第1号及び同条第3号の規定に基づき、変更に係る実施計画の内容及び変更前の期間における実施の状況について、本日、国会に報告いたします。

#### 2. 変更内容

##### ○ 派遣期間の延長

- ・ 現行実施計画の派遣期間：令和8年6月30日まで
- ・ 延長後の派遣期間：令和9年6月30日まで